

四国化工機グループ サプライヤー行動規範

「四国化工機グループ サプライヤー行動規範」は我々がお取引先様とともにコンプライアンスや環境、人権などに配慮した事業活動を行うため明文化したものです。本取組の趣旨と内容をご理解の上、遵守・実践いただきますようお願い申し上げます。

1.法令遵守とコンプライアンス

事業を行う国や地域の法令を遵守してください。国際規範を尊重し、高い倫理観に基づいた公正な企業活動を実践してください。

2.公正な取引と腐敗防止

贈収賄、腐敗、恐喝、横領などのあらゆる不正行為を行ってははいけません。公正で透明性の高い取引を心がけなければなりません。反社会的勢力との関係を持たないでください。

3.品質・安全性の確保

製品およびサービスの安全性と品質を最優先とし、各国の安全基準を遵守してください。また、正確で誤解を招かない情報を提供してください。

4.環境保全

気候変動、資源枯渇、環境汚染に積極的に対応し、温室効果ガス排出量の削減、水をはじめとした資源の有効活用、生物多様性の保全に取り組んでください。

5.人権尊重と労働環境

強制労働や児童労働を行ってははいけません。差別のない公平な職場環境を確保してください。各種法令を遵守するとともに労働者の基本的人権を尊重し、適切な賃金、労働時間、安全衛を確保してください。

6.従業員の能力発揮と職場の安全

従業員が能力を最大限に発揮できる職場環境を整備してください。職務上の安全リスクを継続的に評価し、身体的・精神的な健康を守るための取り組みを行ってください。

7.情報セキュリティ

サイバーセキュリティを強化し、個人情報や機密情報を適切に保護・管理してください。情報漏洩防止に努めてください。

8.サプライチェーンの責任

自社のサプライヤーに対しても同等の行動規範の遵守を求め、責任ある調達を実践してください。特に、紛争鉱物などの倫理的調達に注意を払ってください。

9.透明性とコミュニケーション

ステークホルダーに対して透明性の高い情報開示を行い、誠実なコミュニケーションを実践してください。苦情や懸念に対して適切に対応する仕組みを整備してください。

10.事業継続性

大規模災害やリスクに備えた事業継続計画(BCP)を策定し、事業の持続可能性を確保してください。